

第1回 収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

記入例

【1】収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

- ① 下記にチェック(☑)して下さい。
- ☑ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。
- ② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入して下さい。

フリガナ 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1 ○○ ○○	1 【3】	☑		令和4年1月	収入合計額 A+B+C= 【D】 110,000 円	0 円	110,000 円	1,320,000 円	1,380,000 円
2 ○○ ○○	0	☑		令和4年1月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4 ○○ ○○	0	☑		令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円
5 ○○ ○○	0	☑		令和4年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	140,000 円	140,000 円	1,680,000 円	1,380,000 円

記載例① (収入で申請)

フリガナ 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況
4 ○○ ○○	0	☑
5 ○○ ○○	0	☑

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、【4】下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入して下さい。

【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(2枚目は記載不要)

記載例② (所得で申請)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄に扶養控除等申告書で届け出ている人数を記入して下さい。
- 「住民税課税状況」欄には、各世帯の課税状況を記入して下さい。
- 「障害者控除等の適用」欄は、障害者控除等の適用がある場合にチェック☑して下さい。
- 「収入の減少のあった年月」欄は、収入の減少があった年月の任意の1か月の収入の減少による場合に記入して下さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、令和4年度住民税確定後は、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入して下さい。令和4年度住民税確定前(令和4年1月)の収入であった場合は、令和4年度住民税確定後は、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、収入を記入して下さい。

【7】記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目を記入)

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入して下さい。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	138.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	210.3万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	250.3万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円以下

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入して下さい ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	記載例① (収入で申請)					
2						
3						
4						
5	記載例② (所得で申請)	1,680,000 円	900,000 円		780,000 円	830,000 円

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、⑦欄の年間収入見込額を転記して下さい。

⑨「事業収入等の経費」欄には、⑨各欄に該当する控除額を記入して下さい。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	83.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	111.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	139.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	167.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

【10】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用